

計画的なモニタリング検査の実施について

<相双農林事務所対応方針>

令和8年4月23日
福島県相双農林事務所
森林林業部
富岡林業指導所

福島県では「計画的なモニタリング検査の実施について（令和8年4月1日付け福島県林業振興課）」（以下、「林業振興課実施方針」という）によりモニタリング検査を実施することとしておりますが、相双地区においては下記のとおり、相双農林事務所対応方針を定めます。

記

1 相双農林事務所対応方針を定めた理由

- (1) 相双地区においては出荷制限品目が多くあること。
- (2) 相双地区の山菜（野生）等は現在までに実施したモニタリング検査件数が少なく、林業振興課実施方針に基づきモニタリング検査を実施した場合、安全の確保が困難とされる恐れがあること。
- (3) 旧避難指示区域内の山菜（野生）等については、別紙「避難指示解除に伴う野生の山菜・樹実類の緊急時モニタリングの実施方針について」（令和7年4月25日付け7相農林第374号）のとおり取扱っていること。

2 モニタリング実施方針

- (1) 相双農林事務所森林林業部及び富岡林業指導所で実施するモニタリング検査は、出荷制限、出荷自粛を受けていない、出荷を前提とした野生の山菜14品目（※）及び樹実類、栽培わらび、栽培ねまがりたけ、栽培きのこ（原木・菌床）を対象に実施する。なお、野生のきのこについては、相双地区全域で出荷制限になっていることから、モニタリング検査の対象としない。
※ 14品目：くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、わらび（野生）、うど、うわばみそう、おおぼぎぼうし（うるい）、ふき、ふきのとう、もみじがさ（しどけ）
- (2) 野生の山菜のうち上記14品目以外の品目は、県の関係機関に配置した簡易分析装置による迅速検査により検査を実施する。
- (3) モニタリング検査及び迅速検査は出荷前に生産者毎、品目毎の実施を徹底すること。
- (4) 栽培きのこについては、林業振興課実施方針に基づき実施する。なお、農林事務所確認しないロットは、福島県安心きのこマニュアルに基づき生産者による自主検査により安全性の確認を行うこと。

- (5) 生産者の把握については、農林事務所、管内市町村、管内直売所等が協力して実施する。
- (6) 旧避難指示区域内の山菜（野生）等については、別紙「避難指示解除に伴う野生の山菜・樹実類の緊急時モニタリングの実施方針」（令和7年4月25日付け7相農林第374号）により取扱うこと。
- (7) 山菜の「栽培のもの」と「野生のもの」の判断については、「園芸作物の緊急時モニタリングにおける山菜類等の取扱いや出荷管理について」（最終改正：平成30年4月2日、農林水産部長通知）により行うこととし、相双農林事務所農業振興普及部及び双葉農業普及所の協力を得ながら判断すること。
- (8) 栽培わらびとして出荷できる生産者は、県の生産者台帳に登載されている生産者に限る。新規での生産者台帳へ登載はほ場の状況、栽培管理方法の確認、発生するわらびのモニタリング検査を経て行われるため、遅くとも出荷を予定している1シーズン前までに農林事務所の確認を受けること。

3 相双農林事務所対応方針の期限について

今後、継続してモニタリング検査を実施し、安全性が高いと判断された場合には、林業振興課実施方針へ移行することとする。なお、林業振興課実施方針への移行はモニタリング検査の結果等をふまえ、地区全体又は、市町村毎に行うこととし、関係者と協議のうえ、決定するものとする。林業振興課実施方針への移行を決定したときには、改めて通知を行う。

4 参考資料

- (1) 計画的なモニタリング検査の実施について
(令和8年4月1日 福島県林業振興課)
- (2) 園芸作物の緊急時モニタリングにおける山菜類等の取扱いや出荷管理について
(平成30年4月2日 福島県農林水産部)